

事 務 連 絡

平成28年5月2日

入札参加の皆様へ

赤磐市

建設工事に係る規定の改正について（お知らせ）

下記のとおり、赤磐市建設工事共同請負制度取扱要綱を改正しましたのでお知らせします。

記

1. 主な改正内容

○共同企業体の代表者についての要件

- ・土木一式工事…特A級（設計金額2億円未満で市長が特に認めるものは、A級も可）
- ・その他の建設工事…A級

○入札方法

赤磐市一般競争入札（条件付）試行実施要綱の規定により行う。

施行日

平成28年5月2日

赤磐市告示第54号

赤磐市建設工事共同請負制度取扱要綱の全部を改正したので、赤磐市公告式条例（平成17年赤磐市条例第3号）第4条の規定により公表する。

平成28年5月2日

赤磐市長 友 實 武 則

赤磐市建設工事共同請負制度取扱要綱

赤磐市建設工事共同請負制度取扱要綱（平成17年赤磐市告示第93号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、本市における大規模な建設工事又は特殊工法等を含む建設工事について、建設業者が連帯して共同企業体を結成し、請負工事に参加する場合の基準その他必要な事項に関し定めるものとする。

（適用）

第2条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、この告示に定めるもののほか赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）、赤磐市建設工事執行規則（平成17年赤磐市規則第204号）、赤磐市建設工事等指名競争入札参加資格審査要綱（平成17年赤磐市告示第92号。以下「審査要綱」という。）及び赤磐市一般競争入札（条件付）試行実施要綱（平成19年赤磐市告示第96号。以下「実施要綱」という。）の定めるところによる。

（対象工事）

第3条 競争入札に共同企業体を参加させる場合の対象工事は、次に掲げるもので、市長が特に必要と認めるものとする。

- （1） 橋梁、トンネル、ダム、港湾、建築物等の構造物に関する建設工事で、分割施行が困難であり、かつ、大規模なもの
- （2） 特許工法、特殊工法の高度な技術を要する建設工事

（共同企業体の構成）

第4条 共同企業体を構成する建設事業者（以下「構成員」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営に関する事項の審査を受け、

かつ、審査要綱第4条によりA級以上に格付された建設業者とし、その構成は二以上の業者をもって一の共同企業体とする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、B級又はC級に格付された者を構成員とすることができるものとする。

2 構成員は、同一工事について二以上の共同企業体を構成できないものとする。

(共同企業体の代表者)

第5条 共同企業体の代表者は、施工能力の高い者であって、その出資比率が構成員中最大である者とし、土木一式工事にあつては、審査要綱第4条の規定による特A級に格付された建設業者とし、その他の建設工事にあつては、同条の規定によるA級以上に格付された建設業者とする。ただし、設計金額が2億円未満の土木一式工事で市長が特に認めるものについては、A級に格付された建設業者が代表者となることができるものとする。

(入札の公表)

第6条 市長は、対象工事について共同企業体を競争入札に参加させようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工事概要
- (5) 工期
- (6) 共同企業体の構成員数及び出資比率
- (7) 前号に規定する構成員の資格要件及び代表者要件
- (8) 提出書類
- (9) 一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(2)JV用(実施要綱様式第1号)の受付期間及び受付場所
- (10) 入札予定時期
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(契約の締結)

第7条 工事請負契約の締結に当たっては、契約書に共同企業体の名称を明記し、共同企業体の代表者及び当該構成員の代表者全員が記名押印するものとする。

(共同企業体の代表者の権能)

第8条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(委任状の提出)

第9条 市長は、共同企業体の代表者が市と契約に基づく行為を行うに当たっては、当該構成員の代表者全員の委任状を提出させるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(赤磐市建設工事等電子入札実施要綱の一部改正)

2 赤磐市建設工事等電子入札実施要綱（平成23年赤磐市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「赤磐市建設工事共同請負制度取扱要綱（平成17年赤磐市告示第93号）」を「赤磐市建設工事共同請負制度取扱要綱（平成28年赤磐市告示第54号）」に改める。